

○ 草の根パートナー型

平成21年度第一次補正予算による草の根技術協力事業 緊急経済危機対応-フォローアップ型採択内定案件

I. 提案事業の概要	
1. 国名	ベトナム
2. 事業名	総合的子どもの発達事業(第二フェーズ)
3. 事業の背景と必要性	ベトナムでは低体重、特に子どもの慢性栄養不良率は33.9%(2007年統計)未だ高い。2歳以下の子どもの慢性栄養不良の背景には母乳育児が行われる率の低さと、貧弱な食生活がある。
	栄養における注目すべきことは、国内の地域や民族の違いにより、子どもの栄養状況に大きな差がある点である。国内にある64省のうち、16省で低体重児の割合が30%を超えていると言われているが、これらの省は主にベトナム北部に存在し、当事業対象地域であるイェンバイ省もここに位置している。
	イェンバイ省は国家データと比較しても5歳以下の栄養失調児の割合が高い地域である。当事業はイェンバイ省の中でも少数民族の率が高く、状況の厳しい ルックイエン郡を対象に実施される。
	このような背景にある事業対象地域では子ども、特に2歳以下の子どもの栄養不良を改善する取り組みが急務となっている。
4. 事業の目的	妊産婦及び2歳以下の子どもの栄養状況を改善する。
5. 対象地域	イェンバイ省、ルックイエン郡の3コミューン
6. 受益者層	24ヶ月いかの子ども600人、妊産婦400人、授乳期間にある母親5,000人、村の保健担当、及びボランティア80名、保健行政官50名、地方行政及び各政府機関のメンバー25名。
7. 活動及び期待される成果	 世帯とコミュニティにおいて、子どもの栄養と母乳育児に関する知識や技術と妊産婦のケアが改善される。 コミュニティにおける栄養教育回復プログラムや妊産婦検診のアクセスおよび質を改善する。 貧困世帯における食材の確保を容易にし、子どもが十分な栄養を摂取できるようにする。 事業パートナーのマネージメントを強化し、子どもの栄養改善活動の継続性を高める社会的サポートをイエンバイ省にて展開する。
8. 実施期間	2010年1月~2012年1月(2年)
9. 事業費	15,000千円
10. 事業の実施体制	SCJと保健局は全体のモニタリングやまた、東京事務所を含むSCJからのアドバイスを下に共同で事業を実施する。JICAベトナム事務所もまたモニタリングや事業評価に参加する。
II. 実施団体の概要	
1. 団体名	社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ)
2. 活動内容	1986年設立。アジアを中心に主に教育、栄養改善、緊急救援の分野で事業を実施。ベトナムでは2002年より事業を開始。詳細は類似業務経験参照。